

第6回京都市歴史的景観の保全に関する検討会議事録

- 1 日 時 平成27年3月4日（水） 午後2時から午後5時まで
- 2 会 場 職員会館かもがわ 2階 中会議室
- 3 出席者 委員：板谷直子委員、小浦久子委員、清水重敦委員、深町加津枝委員、
松山大耕委員、門内輝行委員
※大庭委員、宗田委員欠席、小浦委員2時30分入室、
深町委員4時退室、松山委員3時30分入室
事務局：松田都市景観部長、山本景観政策課長、
小嶋景観政策課担当課長、奥村風致保全課長、門川企画係長
- 4 次 第
開 会
報 告 下鴨神社 「糺の森」第3期整備計画について
【資料1-1～1-3】
議 題
（1）これまでの主な論点整理
【資料2】これまでの主な論点整理（第1回～第5回検討会）
（2）歴史的景観の保全に関する課題と各課題への対応策
①「現状と課題」の整理と「対応策」の検討
【資料3-1】現状と課題の整理
【資料3-2】対応の方向性について
【資料3-3】現状と課題、対応の方向性
②歴史的資産を「活かす」視点について
【資料4】歴史的資産を「活かす」取組み事例
（3）継続的な景観の点検手法について
（4）その他
閉 会
- 5 配布資料
 - ・ 次第、委員名簿、配席図
 - ・ 資料1・2・3・4
 - ・ 参考資料1・2
 - ・パンフレット「京都を彩る建物や庭園リスト」
- 6 公開情報 傍聴者：一般1名、報道機関：2社

(1) 開会

- ア 委員会の公開について報告
- イ 委員の出席状況について報告

(2) 報告 下鴨神社 「糺の森」第3期整備計画について

- ア 配布資料の「1 下鴨神社 「糺の森」第3期整備計画について」の内容を説明
(京都市)
- イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座長：これに関して何かご質問・ご意見等はありますでしょうか。

○委員：新聞記事を見ると、日本イコモス国内委員会に報告済みで、了承を得ているというような書き方がされているのですが、そのあたりを含め、これまでにどういう協議がされてきているのかなどを伺いたいと思います。

○京都市：私たちも、その記事を見ましたが、これは、おそらく事実だけに照らしますと、少し勇み足なのかと思っております。今月14日にイコモスの理事会があり、そこで正式に報告というか、ご相談をされると聞いております。

○委員：今、ご報告いただいたものが神社の方で考える最終案だと思いますが、どれくらい色々な案を検討したかについて、京都市でご存じのことがあればお聞きしたいです。

○京都市：当該地の利活用については、かなり以前から色々な土地利用ができないかどうかという相談を受けていた経過があります。場所が場所ですので、なかなか今日まで形になってこなかったということがあり、新聞記事の中で宮司もおっしゃっていましたが、苦渋の策として今回の事業計画を立案されました。

一つは、京都市としても、現状の土地利用が必ずしも好ましい状況ではないと考えていました。その上で神社側のご意向、それから景観規制を両にらみながら、このマンション計画については、昨年の4月から京都市としては正式にご相談を受けています。

京都市からは、端的にいいますと、世界遺産の値打ちをさらに向上させるような土地利用。やむを得ず集合住宅であっても、現行よりもさらに下鴨神社の価値を高めるような事業計画にしてくださいと指導させていただき、この間、詰めた事前協議をさせていただいております。具体的には、当初4月の段階では、122戸の集合住宅という計画でしたが、月曜日に発表された計画の戸数は、107戸でした。

この戸数減につきましても、京都市の指導の中で建物のボリュームを下げていただいているということです。

○座長：この検討会は、より一般的な歴史的景観の保全に関する検討会であり、具体的な案件の審議はミッションにはありませんが、おそらく今後、全体の保全を考えているときに、こういう問題は繰り返し現れてくる可能性もあるということで、ご報告をいただいたと思います。板谷委員も、ぜひ、一言よろしくお願ひします。

○委員：分かりました。ちょうど私たちは下鴨神社について学術的な研究会を行っていところです。例えば、このように景観整備するという意味であれば、もし、下鴨神社を支えることをよく理解する人たちが入居されて、糺の森に続くところを森として整備していただき、60年後にきれいにして返していただいたら、それも方法の一つかと思います。

資料1-2の「昭和23年地形図」を見ていただくと、下鴨神社から南にスープと参道が伸びていますが、どこかにつながるわけではなく、途中で切れているのが分かると思います。この参道は、想像するに、象徴的な意味として造られた、非常に意味のあるものであろうと思います。他にも、上鴨から下鴨に流れる水系があります。この川が、今は荒れた使い方になっており、多少、暗渠になったりして分からなくなっています。大事な水系であるにもかかわらず、ないがしろにされているというようなことがあります。

こういう歴史的に重要なものは、開発によって都合良くなくすものではなく、少なくとも、大事なものは大事に生かせるようにしていただけることを希望します。

○座長：これは、「世界遺産を下鴨神社という単体の主体で全て担保しなさい」ということに対する問題でもあります。例えば、日本国政府や行政、あるいは民間を含めて、もっと広くきちんと相談ができる、いろいろな手立てが講じられるような社会になっているといいのですが、現在は、最終的には、「世界遺産を持っている人が頑張ってください」という形になっています。そういう意味で、もう少しオープンな議論ができるような社会的仕組みが必要なのではないかと思います。

- (3) 議題 1) これまでの主な論点整理
- 2) 歴史的景観の保全に関する課題と各課題への対応策
 - ①「現状と課題」の整理と「対応策」の検討

ア 配布資料の「2. これまでの主な論点整理」、「3-1. 現状と課題の整理」、「3-2. 対応の方向性について」、「3-3. 現状と課題、対応の方向性」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座 長：おそらく、この検討会 자체は今年度で終わりではなく、次年度以降も継続するのですよね。

○京都市：そうです。今年度の検討会は今日が最終回で、それを踏まえて今年度の検証事業のまとめは策定していきます。そして、平成27年度は制度の具体化を検討する対応策について引き続き検討を進めていきたいと考えており、今、京都市会で来年度の予算についても審議していただいているところです。来年度も歴史的景観の検証事業を継続するという形で、今、予算を要求しています。それが承認いただければ、27年度も検討会は開催していきたいと考えています。

○座 長：本日の検討会の資料には出でていませんが、各委員のところにかなり膨大な厚く、重い資料が届いていますね。この種の調査研究では、厚い報告書をまとめて終わるにすることが多いのですが、それは一番つまらないことであり、調べたものを読み込んで、活用し、あるいは共有していくということが非常に大事です。そういう意味で送っていただいた資料を読みたいのですが、年度末の時期に時間が十分に取れなくて、皆さんも十分に読み込みもできていないと思います。

そういう中で、今まで各地域に分けながら議論をし、一方で議論の内容を論点という形で整理していただきました。一般的に、こういうふうに整理していくと、項目はたくさん出てくるが、全体としていったい何をやるのかという大きな方針が、なかなか見えにくくなります。これを示された側は、どういう形でこれをまとめられたのかが、頭に入ってくるまで時間がかかると思うのです。

今、一通りの資料が出てきたところですので、それを、うまく活用して施策につなげていくような方向性を見出していくということが今後の課題となるだろうと思います。事務局で、議論してきたことの論点を踏まえて、資料3-1、資料3-2、3-3で、どういう課題・施策がありそうかという候補を挙げていると理解しています。内容としては、相互に関連があるかもしれないし、もう少しまとめ方も違うかもしれないし、粒度の度合いもいろいろなレベルが入っているし、というようにいろいろな項目がリストアップされています。その中で、主に早期に対応するものと長期的に対応するものに分けていただいているが、これも一つの提案だと解釈をしていただきたい。

議論をしていくと、いろいろなことを思い付いてくると思います。結論よりも、調査資料とこれまでの議論を生かして、これからどういう形で進めていくのかということも含めて、今の事務局の説明についてご質問やご意見など、お気付きの点がありましたら出していただければと思います。

○委 員：まず、発言の意図が通じてはいると思うのですけれど、資料 2 の文章について申します。「緑」の項目で「河川や用水といった水辺も一部」として書いてあるのですが、先ほどの板谷委員からも水のつながりという話が出ましたが、「水辺や、そのつながりも緑地の一部として重要である」というふうに表現していただくと、より適切かと思います。

それから、「緑」の「維持・管理」の最後のところに、「維持管理費を助成する必要がある」というのはもちろんですが、落ち葉や剪定枝を単に廃棄物としてお金を掛けて処分するという方法だけではなく、それを一つの自然資源として有効に利用するような仕組みをもっと進めて欲しいというのが一番に言いたかったことですので、その辺りを足していただければと思います。

次に、4 ページの「公共施設」の一番下の文章です。「河川などの公共施設は京都市だけではなく国や県にも関係する」というのは、特別に意見でもなく、管理が変わった途端にいろいろな機能上の評価やデザインが全く変わったりするので、連携や統一性をさらに強化してほしいという意味での発言でした。

それから、資料 3-1 の 10 ページの赤文字のところです。送り火のマキが片仮名ですが、これは松明か、せめて漢字にするなどしていただく方が正確だと思います。それを直していただくというのを踏まえて、資料 3-2 に関連して、少し確認を含めて意見を言っています。

「早期に対応する課題」において、景観重要建造物等への指定とあります。この検討会の中でも、樹木や緑地をきちんと位置付けるというふうに言っていたのですが、今までの美観風致審議会でも、実際には樹木が 1 件も挙がってこないのです。それで、もう、景観重要樹木の指定を諦めて、この景観重要建造物の一部として樹木や庭園を扱えばいいというような感じなのか、景観重要樹木の指定も目指して、しっかりとそのための取り組みをするのか、そのどちらなのかを確認させていただきたいのです。この書き方だと、もう、景観重要樹木などは、もう位置付けない、景観重要樹木を進める具体的なことはないように思います。

それから、⑥に「歴史的景観に資する緑化制度」があり、これが、具体的に樹木や緑地について対応いただいていることだと思います。緑化という言葉を使いますと、その分野から遠い方からすると、「とにかく緑を増やして、植えてったらいい」というふうな感じが非常に強く出てしまうので、あまり緑化という言葉は使わずに、「形成に資する樹木・緑地の保全・活用の制度」といった形で表現してほしいです。具体的にする中身は、これでいいと思います。

○座 長：特に最後の「景観重要建造物等」の「等」の真意がどうなのか。意味付けが正確にどうなっているのか。それから、「単純に緑を増やせばいいよ」という話ではないでしょうという、そのあたりの構えを尋ねられたのだと思うのですが、事務局から、一言お考えをお聞きできますか。

○京都市：早期に対応する課題のところに、景観重要建造物等と書いていますが、すぐにも取組もうという意味合いでここに書いておりまして、景観重要建造物以外には歴史的風致形成建造物の指定を想定しています。景観上の樹木については、緑の制度との兼ね合いがあるので、そこは多少整理をしたいという気持ちがあります。そういう意味ではもう少し検討をしてから、という形にさせてもらえると助かります。

○座長：樹木の指定はあるのですか。

○京都市：京都市では、ありません。

○京都市：少し補足しますと、景観重要樹木への指定自体は、法律上はできますが、指定された景観重要樹木に対しての支援メニューが、京都市ではまだ用意ができていません。景観重要建造物であれば建物の修理・修景の補助メニューも使えますという形で指定の呼びかけができますが、今、樹木の支援の制度がないまま指定すると、その所有者に維持管理の義務だけを負わせてしまうような状態にもなります。だから、支援の制度を整備して、その後で景観重要樹木の指定もどんどん取り組んでいきたいと考えています。

○座長：それであれば、基本的に京都市として何ができるのか、という問い合わせもあります。一方で、京都市だけでできない問題もあり、県や国が絡んだりします。つまり、この問題に対して誰がその問題に対応するのかという問題があつて、場合によっては、国なり県なりに要望を出していく。あるいは、民間の事業者などに協力を依頼するなどもあります。最終的には、市ができる範囲を明確にしていかないといけないので、市がすることを前提にそこから問題を考えると、対応策が狭くなってしまうかもしれないなと思っていました。

○委員：そうです。今、お二人がおっしゃったことを「早期に対応する課題」ではなくてもいいので、少し明文化してほしいと思います。書いておくと、担当者のような方にも、より通じると思いますし、次の引継ぎの時にも円滑にいくと思います。

○委員：取りあえず話に出た樹木についてです。景観法上の景観重要樹木は、1本指定で、並木の指定や、あるまとまりでの指定が制度上はできません。だから、あまりこだわらずに、とても重要な1本の樹木はきちんと指定するけれども、そうではない市街地の歴史的な環境にとって重要なまとまりのある樹木群、緑地の価値付けを、京都としてつくっていくことを、寺社の景観重要建造物の指定の考え方の検討と併せて行うのがいいのではないかと思います。逆に、寺社と一体で樹木を指定していくようなことを京都市としては考えるなどしてはどうか。

○委 員：そうですね。私も絶対に景観重要樹木を指定してほしいというよりは、少しその辺りの方向が定まるといいと思います。

○委 員：そうですね。ですから、そこの意図をもう少し明確にすることではないかと思います。次の質問ですが、早期に対応する課題の②の方について、宗田先生は何かおっしゃっていましたか。

○京都市：はい。イタリアなどでは、まず財政的な支援をすることが法律で定められていて、国から各自治体に修理・修景の補助や、税の減免のような財政的な支援制度が、その世界遺産のコアだけではなくバッファゾーンについてもあるということでした。また、やはりバッファゾーンの中の不動産の取引をするときには届出をすることや、場合によっては自治体、公共側が先買いをするような制度を行っているところはあるなど、他国で進んでいるところではそういう制度があるということを意見としてお聞きしました。ただ、宗田先生も、何でも京都市が買い取ると、それを活用しないといけないという話が出てくるので、どちらかというと、一時的に買い取ったとしても、その後、適正な活用をしてくれるところに渡していく仕組みがいるのではないか、というご意見をいただいている。

○委 員：そういうお金の話や、届け出の話などは、わりと具体的に組んで行けると思います。その前に、資料2の1ページ目の下の方に、バッファゾーンは「遺産本体を保全するだけでなく、バッファゾーン自体にも価値があり、遺産とは一体をなしている」と書いてあります。しかし、京都市だけではないと思いますが、いわゆるバッファゾーンというのは何かとか、何をすべきかということが十分見えていないと思います。

○委 員：日本は特にできていないです。

○委 員：日本は特にできていないので、世界遺産を守るために何をすべきか、ということを、もう少しきちんと市民に対して言えるようにならないと、制度をつくつても、何か起こったときに、買うべきか買わざるべきかや、これを守るべきか守らざるべきかなどをおそらく判断できないと思います。だから、その辺りのことを一度、きちんと点検するとことは大事だと思っています。京都の世界遺産のバッファゾーンは、景観計画や他の制度のラインと合っていたりなかつたりという話もありました。昔に決めたもので、その後に数多くの政策を積み重ねてこられています。だから、一旦、整理をして、きちんと計画論として立てる必要があります。「何をすべきか」を考えずに、要望したり制度をつくったりなどということはできないのではないかと思っています。

○委 員：全く同感です。バッファゾーンにも、世界遺産のコアと一体となって価値があるというふうに考へるのであれば、おそらく京都市の場合はバッファゾーンの境界は規制がかかっている区域で線を引いただけであって、価値の問題は全く議論をされていないというように考へるべきで、「これはしなくてはいけない」と思います。それは、歴史的なものを多少書くことや、今の景観がどうなっているかの点検ということではなく、文化的景観のエリアの位置付けの調査と、実は同じぐらいの作業が必要だと思います。

それを考へると、今回、いろいろ議論をしている歴史的景観の保全は全て、ミニ世界遺産のようなもので、お寺、木、緑地などとその周りの景観というものがあり、資産そのものが保全されるかどうかということと、その周りが資産と調和した景観になるかどうかということを、両方を議論しなければいけないので、世界遺産のバッファゾーンの関係と同じです。ということは、やはりその資産ごとに、資産およびその周辺の景観がどういう価値を持っているのか。資料3-1の「3検討の際の重要な視点」の内容と全く同じだと思いますが、それぞれの景観がどのような価値を持っていて、どのような目指すべきゾーンが描かれるのかということを、個別に考へる必要が出てくるだろうと思っています。むしろ、私はミニ世界遺産それぞれを考へるべきではないかと、思い始めました。

○委 員：その価値の問題もですが、もう一つは、京都は大都市です。だから、完全に保存というか、変化を止めてしまうようなことは言えないわけで、その動き方を、どういうふうに適正なものに調整していくかということも非常に大事です。考へ方はまだ確立されていません。ユネスコの2011年の歴史的都市景観に関する勧告を読んでも彼らは非常に悩んでいますが、都市は変化しながら生きている、変わることを、初めて認めています。それにより、価値を持続しながら変わることは何かということが今、非常に大きな問題になっていて、おそらく、これを京都で行えば最先端の議論になると思います。そういう意味できちんと行っていくことが大事かと思うことが1点です。

それから、ミニ世界遺産というお話をありました、一つには、1つの資産を守ることになりますが、同時にそれは、連坦してできている京都の歴史的風致という集合体としての景観的価値というのも、やはり重要だと思うので、そこを少し行き来しながら考へていく必要があるかと思います。

○座 長：今、非常に本質的なことを言われていて、ここにある施策全体にかかわる問題です。これまで、基本的には歴史的なものでも町家を中心に行ってきましたが、文化的な資産の本体が、今、下鴨神社の問題に見られるように、かなり実は揺らいでいるという現状がある。現代社会のダイナミックスの中で、文化的な資産を、それも単体ではなく周りも含めた風致全体を守っていくという、今まで京都市が

積み重ねてきた施策が、総体として問われていると思います。

その場合に、例えば資料 3-3 の 2 番のような形で、その制度を切り刻んでつくるということが、悪いとは言わないけれども、この方針を定めても運用できないのではないかと思います。だから、元に戻ってきちんと議論をすべきではないかというお話だったと思います。この場合、小浦委員の意見だと、「早期に対応する課題」として着手するのはいいという意味なのか、それとも、もっと根本的なところを進めたらいいと思うのか。そのあたりはいかがでしょう。

○委 員：まず、資料 3-1 の①景観重要建造物等の指定などは、どんどん進めたらしいと思います。②の制度の創設等の要望は、まじめに考えてほしいです。個人的な意見としてですけれども、バッファゾーンの問題は、京都市だけではないが、議論がうまくされていないし、日本の世界遺産の申請においても、必要だから書いているというような、何か取って付けたような状態になっています。そうしたことをしている限り、価値の問題や、景観計画など制度との組み合わせをどうしていくのかというところの整理は、なかなかできない状態になっていると思います。

特に京都は、古い時期の世界遺産の登録として、そのバッファゾーンはあいまいなまま今にまでできてしまっているので、やはりこれはきちんと迅速に、その価値の議論をした方がいいと思います。突然制度をつくっても、おそらく運用は無理だと思います。

○座 長：今、本当に重要な指摘をされていて、バッファゾーン以外の問題も含めて考えると、これは論理学的にも大変問題です。今まで、ある概念の定義がきちんとされていて境界が定かになっている問題というのは定義できますが、最近の様相、論理学などもそうですが、境界がはっきりしない問題です。単体ではなくファジー（あいまい）な問題が多くなっているのですが、実はそれが景観というもの本性だと思います。景観は、物とは違って諸関係の中で形成され、しかも、その境界が確定されないからです。

だからこそ、ある具体的な問題を扱うときに、画一的なロジックできちんと切れないというところがあります。しかし、個別論で行わなければならないけれども、同時に一般的なベースを押さえていくという方法も必要で、そういう意味では、今、出されている問題は、境界が定かにならないあいまいな問題を、どういう論理で攻めていくのかという方法論にもなっていると思います。

○委 員：門内先生がおっしゃった難しい話はよく分かっていませんが、例えば、この②に要望すると書いていますが、どこに要望するつもりですか。

○京都市：京都市は、毎年、国への国家予算要望を行っています。その中で、世界遺産だと文化庁、バッファゾーンについては国土交通省もおそらく関係してくるかと思

いますので、そうしたところに要望していこうと考えております

○委 員：私の感覚だと、国土交通省の景観室は、このバッファゾーンに対する景観法の扱いについて、きちんと関心を持っていないので、今、一生懸命に啓蒙活動を行っているところです。そして、文化庁はおそらく、バッファゾーンについては、市町村に投げているというのが今の状態です。そういう現実の中で、私は、京都市は京都市として、独自にきちんと考えて対応していいような気がします。市が何かアクションを起こすことによって、次のステップで国が動くというような状況ではないかと思います。

○委 員：近年、長崎の教会群などの世界遺産を目指しているところを見ると、順番が逆で、バッファゾーンも含めて重要文化的景観にして、その中でコアを抜き取ってコアゾーンにしているという形です。初めから、バッファゾーンの価値があるエリア、それが保護されているエリア、その中の重点的に価値のあるものだけを世界遺産のコアにしているという形になります。古い世界遺産だと、これは逆をしなければならなくなるので、例えば、今から重要文化的景観に選定しようとすると、文化庁はできないと怒るかもしれません。ただ、京都市の景観の中でも、世界遺産バッファゾーンエリアとか、特別地区というものをつくることなどはできるかと思います。まず、そういう形での取り組みができるのではないかと思います。

○座 長：市の意見はいかがですか。

○京都市：現状、バッファゾーンについては、都市計画の手法を使って守っていこうということで頑張ってきています。バッファゾーンだから、特に厳しくなっていることもあります。でも、バッファゾーンの価値を共有してもらうためにも、そこに住む方には価値を分かっていただいて、さらに価値を上げるようなことに協力してもらうことができればといいと思っていますし、そういうことを押すような制度があったらうれしいので、「ぜひ、国でも、検討してもらえないか」という気持ちで、対応策の方向性の一つとして「制度の創設等の要望」を挙げています。ただ、具体的な制度の形を明確に持っているというわけではないので、そういう意味では、議論から始めなくてはいけないと思います。

○座 長：バッファゾーンの問題も、どこか具体的なエリアで考えてみる方がいいかもしれません。先ほど清水委員もおっしゃったように「逆」というのは当然あり得ます。国に要望すると言っても、むしろ京都の方がそういう問題を数多く持っているので、むしろ市が先導をしていくつもりでないといけないのでしょうという気がします。

○委 員：今、非常に重要な議論がなされていましたが、①の景観重要建造物等に関する市の答えの中で、支援する制度がないから指定しない、という話がありました。それも分かると言えば分かるのですけれども、例えば、阪神淡路大震災のときのことを考えると、当時は、建造物でいえば指定文化財制度しかありませんでした。災害の後に、指定されていたものは全て修復されましたが、地域にとって大事なものでも未指定のものは助けることができませんでした。そうしたことを背景に登録文化財制度ができました。当初は、支援できるかどうかではなく、「これは大事なものだ」ということをみんなに知らしめる目的からスタートしたはずです。だから、まずは「大事なものだ」ということを共有できる制度というところからスタートしたらどうかと思います。それが一つです。

それから、私のここでの役割は、大事なコアの周りの部分をどのように守っていかなければいけないかということについて意見を言うことだと思います。資料3-2の⑤「景観規制の指定範囲・内容等についての見直しを検討」のところで、具体性が見えないので、どのようなことを具体的に考えているのかをもう少し教えてほしいです。

○京都市：今回、61箇所を調査する中で、地区指定の種別も合せて、現状を調べてきました。その中で、景観地区だか、本当は緑なども併せて考えていくべきところだから風致地区の方がふさわしいのではないかというところもあるかと思います。そういう意味で、現行制度では不十分なところがあります。そこはしっかり補強するような形で変えていくことを想定しています。

○座 長：制度の方からいろいろな制約を各エリアにかけているわけですが、エリアの側から見るといろいろな制度が重層的にかかってくる形になっています。そうすると、今の説明では、各エリアの側から見たときに、バラバラにかかってくる制度の総体として、それで十分なのかどうかを少し見直してみてはどうかというような意味ですか。

○京都市：そうです。今回の調査で、景観規制はかかっているが、現状の町並みと景観等の規制の内容が必ずしも合っていない場所は、多少出てきていると感じています。例えば、先ほど言いましたように美観地区では緑地の規定はありませんが、そういうものもあった方がいいだろうという地区もあります。また、風致地区では道路や壁面から後退する基準があります。風致地区を指定しているものの、既存の建物が連関しているので、実は道路から引いたり、隣から引いたりする方が逆に良くない場所ではないかといったところも次第に見えてきました。もう少し色々なエリアを詳細に調べて、地区指定を変えるのか、基準を変えるのかなども少し検討していきたいという趣旨です。

○座長：そうしましたら、本当は対応策の方向性の③～⑨おののについて、おそらく事務局側で、重い資料を読み込んだ上で、こういう施策が必要なのではないかというような提案が一応ここに出てるということだと思います。質問が出た⑤については、エリア側から見たときにどう考えるのかということですね。

例えば、③「開発事業等に対する景観規制の充実」だと、あるところで大きな敷地が空いてしまい、市の方では申請や相談があるまでよく分からぬけれど、それがどういう利用になるのかというようなことについて何かできないかなど、この対応策がリストアップされた理由のようなものがそれもあるのですね。

それを一個一個、議論を十分にしている時間はありません。ただ、その施策の問題は、結局は歴史的資産をいかに「活かす」かという問題とも絡みますので、ここで、歴史的景観の保全に関する課題と各課題の対応策についての②「歴史的資産を「活かす」視点について」を説明してください。

（4）議題 2) 歴史的景観の保全に関する課題と各課題への対応策

②歴史的資産を「活かす」視点について

ア 配布資料の「4. 歴史的資産を「活かす」取組み事例」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座長：生かすための法的制度的な仕組みについて、先ほど、エリアからボトムアップで出したものに対して、今度は、制度の方からリストアップしていただいた。確かに、深町委員は4時に退出されるとお聞きしているので、その前に御意見いただいた方がいいかと思います。

○委員：本当にたくさんの資料を生かしていくために、私の視点から言いますと、水系のつながり、本来、京都全体にどういう植生があるべきなのかなど、自然基盤に関しての情報を、しっかりと1つのレイヤーなどの形で位置づけていただくことです。そして、自然の中で、どういう形で変化していくのが最適かという評価ができるようにしていただくと、今までの議論の中で出ていた風致地区と生態系などが、結び付いた計画になっていくのではないかと感じます。

もう1つは、中川地区、大原などの山間部で、それぞれ違った集落の形成がされたところが、これからどういうふうな形で、特に都市計画や景観などの観点から生かされていくのかなど、その地域に適した仕組みがどういうものなのかを少しでも考えていくと良いと思います。

○座長：今、深町委員がおっしゃったように、いろいろと議論したものを見点で整理す

ると寄せ集めになってしまうので、この検討会としては、事務局に整理していくだけだけでなくて、基本的にすべきことといった大きな考え方を、少し書き込んでいくようなことをしてはどうか。そのうちの 1 つとして、自然景観との対応という話を頂けたと思います。

京都市から国の政策も含めて京都の歴史的資産を生かす取り組み制度についての説明がありましたが、この制度だけではなくて、先ほどの話も含めて、議論を続けていきたいと思います。何かご意見とかご質問はございますか。

なお、参考資料として、下鴨神社エリア、銀閣寺エリア、西本願寺エリアといった具体的なエリアの資料がありますで、その辺で具体的に考えるような議論をしたいと思います。

○委 員：教えていただきたいのですが、金閣寺の前に、昔、ホテルがあったところを金閣寺が買い取られて、本当は森に戻す話だったが駐車場になっている場所があります。妙心寺も、昔ガソリンスタンドだったところを買い取って駐車場にしていますが、森に戻したり、境内地にすると、税金に係るような話があり、駐車場にせざるを得なかつたというような話を聞いたのですが、そういうことがあるのですか。

○京都市：いろいろな制約があって、駐車場にせざるを得なかつたということですか。

○委 員：税制上の問題なのか、境内の飛び地になるので境内地としてカウントされないのか。何かそういうものがあって仕方なく駐車場にしたようなことを聞いたことがあります。そういうことがあるのですか。境内から離れてしまったら、境内地としてカウントされないということなのですか。

○京都市：すみません、誰も分かりません。

○委 員：もともと金閣寺の土地だった、もしくは妙心寺の土地だったものを買い戻したときに、だいぶ離れているから境内地としてカウントされないということになってしまふと、お寺としては、景観的には元に戻したいにも関わらず、戻せないとということでしたら、それは非常に悲しいことだと思います。私の聞き間違いか、認識不足かもしれませんのが、元に戻したい、森にしたいという要望がかなえられないような状態であれば、それは特例処置を取るとか、もしくは制度を変えるとかすれば、より自然な形に戻せるのではないかという気がします。

○京都市：根拠がないのでおそらくですが、境内地でも、基本は税金が掛からないはずですが、事業をしている場合には事業消費税が掛けられたり、事業者としてカウントされます。それが固定資産税にどう反映されるは、分かりませんが、例えば、

境内地であれば税金が掛からないはずなのに、森に戻そうとするとこうした優遇が受けられないため税金を払うことになる。そのとき、税金を払う財源をどうするのかという課題に直面し、少しでも収益がある形にするケースは、もしかするとあるかもしれません。

○委 員：駐車場も、例えばコインパーキングにすると税金が掛かるが、参拝に来られる方の無料駐車場ということであれば税金は掛からないので駐車場にされている場合もあると思います。また、お寺は、門前の家が引越しされ、空家に「ややこしい人」が来られたらかなわないと考えますし、もとの家主でも、きちんととした方に家を引き継いで欲しいと言う方も結構いらっしゃいます。そこで、お寺さんだったら良いということで、寺に渡してくださることが多々あります。その場合、駐車場は必要ですから駐車場をつくるのも 1 つの手ではあると思いますが、全部が駐車場である必要はないと思っています。そこを緑地として置いておくなど、ほかの土地の活用方法が認められるのであれば、もう少し門前のあり方が変わってくるのではないかと思います。

○京都市：これは、境内地や門前とは別の話ですが、最近の取り組みの中では、伝統的建造物保存地区内の建物で、生前に、その所有者から京都市に引き取って欲しいという話があり、贈与の契約を結びました。そして、その方が亡くなられたので、その建物を引き継ぎました。そこは伝建地区なので借り手がいるだろうと考え、公募をして借り手を決め、今夏に新たにオープンする予定です。ほかにも、空き家問題では、相続人がいないため、京都市に寄付したいと所有者が考えられるケースもあるようです。ただ、それをすべて引き取っているかというと、そうではありません。そのときに、お寺さんが引き取られるケースが多々あるようです。そのときに、土地活用をどうしたらいいのかがなかなか見いだせないということがあるようです。その辺りは、いろいろ研究していかないといけないと思っています。すべて自治体でカバーできるかというと、これは難しいかもしれません。そういうところでは官民協同という話があろうかと思います。

それから、緑地の件では、公園という捉え方はあり得ると思います。現在の公園の規定では、どういう道路に接しているかや、管理上の問題で幾つかクリアしなければいけない問題はありますが、公園にするという考え方もあるかと思います。そこは、研究のテーマだと思います。ただ、そういう申し出があったときに、前向きに活用していくことは考えていかなければならぬと思います。

○座 長：今の話も、一般的な制度論もありますが、そこに住んでいる側から見たときに、その制度がどういう形で効果を持ってくるのか、という大事な視点だったと思います。この 2 番の「歴史的資産を活かす視点について」ということと関連して、何かご意見・ご質問等はありますか。

いろいろ、経済的な問題や制度の問題、税金の問題が複雑に絡んでいるのでしょうか。例えば、先ほどの地域景観づくり協議会制度は、私も直接関わっていますが、事前に相談には来てくれますが、「意見を聞くだけでいい」ということになっているため、なかなか難しいです。コミュニティの側がまとまっていると、業者も言う事を聞いた方が得だということで、聞いてくれる可能性が高いです。むしろ、地域の力が試されている制度だなという感じもします。もう少しサポートがあるとやりやすい面があります。制度も、上から見るのではなくて、下から眺めて見たときの制度のあり方といいますか、そういうのがそれぞれの制度についてあるだろうと思います。

○委 員：おそらく、制度があるからできるというものではなくて、何かがしたいから方法ややり方を考えようというのが素直な見方ではないかと思います。おそらく、地区計画も、それぞれの地区で解決したい問題があり、それに合う形で地域の人たちの活動の中から生まれてくるのがいいと思います。そのときに、2つの流れがあり、1つは何かを規制しようという話と、もう1つは、歴史まちづくり法のように、ある程度、助成をしながら活かしていくような方法です。

景観も同じだと思います。助成金をもらって町家を残す、緑を増やすなどは、結果が目に見えて分かりやすく、使いやすい面があると思います。しかし、規制となると、その基準をどうやってつくるのかは意外と難しいです。しかも、全部うまくいくかというと、なかなかそういうふうにはいきません。結局、地域で頑張れるところは頑張るし、そうでないところでは、基準をつくっても、基準の最低レベルでつくられてしまし、いいものがなかなかできません。いいものになっていくとか、いいものをつくりていく方法を考えたいと思います。「多少違っていても、これはいい」というものをよりうまく評価していけるようなことを、今後の対応策を考えていくときにも大事なのではないかと思います。

結局、規制にしてしまうと「基準さえ守っていれば、いいのでしょうか」というような姿勢を生み出しがちになります。それは仕方ないと思いますが、もう少し、せっかくの京都のブランドをうまく生かして、いいものにしていく工夫はないかなと思います。だから、いろいろな対応策を考えるときに、どういうふうにそれを使っていくのかを少し考えながら仕組みをつくることが大事だと思います。つまり、景観地区でも、きちんと制度や基準はあってもなかなかうまくいかないことがあるので、どういうふうにこの仕組みを使っていくのかというイメージを持ちながら議論するのがいいと思いました。

○委 員：いろいろな制度が、すべての地域で上手に活用できれば、非常によいまちづくり計画ができるのだろうと思います。1つ、文化的景観の話です。今月から文化的景観の委員会が新しくつくられて、私はその会議に入ることになっています。委員会では、京都市内全域を対象に、文化的景観として考えられるところを取りだ

して、そこの価値付けやあり方を考えるそうです。これは、まさに、歴史的景観保全の検討と相互補完的な関係になると思いますし、先ほどのバッファゾーンの価値を考えるというのも、そちらで扱えば話が簡単です。うまく連動させて考えていただきたいと、向こうの委員会でも言いたいと思います。

○委 員：先ほど、「支援がないから」という話をしましたが、資料4の中身を見ると、相互にいいというものを選ぶ制度や、また、地域の人たちとの意見交換を基にまちづくりにつながる制度があることが分かり、それは素晴らしいと思います。しかし、京都は歴史都市ですから、現代を生きる人たちだけのものの見方が重要ではなくて、歴史的な蓄積への視点もやはり重要ではないかと思います。そういう意味からすると、資料4の13枚目「公共空間の景観に関するガイドライン」では、街路の整備についても書かれていますが、街路には、例えば、旧街道や参道、祭礼のルートなど、京都のまちができ上がるときに重要であったルートがあると思います。そういうものを重視するという考え方でいくと、最初の報告にあった下鴨神社の資料別紙2の中で「参道の景観保全」と、「御蔭通沿いの景観保全と植樹」という項目が並んでいます。先ほども指摘しましたが、下鴨神社にとっての参道は非常に象徴的な意味を持っており、そのためにわざわざつくったものだということを指摘しました。そういう意味からすると、御蔭通は確かに、現在のわれわれが生活する上において重要なものかもしれません、参道の方が非常に重要なはずです。しかし、この参道と御蔭通が同じような整備に見え、御蔭通が少し広いために、御蔭通の方が立派に見えるかもしれません。景観が持つ象徴的な意味を考えると、こういうのは少し良くないのではないかと思います。ですから、今まで議論してきたような「価値」という重要な話の次には、具体的にそれをどういうふうに景観に生かしていくのかという話になると思います。何を重視して景観整備をしていくのかという視点においても、歴史に位置づけた検討の必要があるではないかと思います。

○座 長：それぞれのエリアの中でしっかりと意味を見定めていく。歴史や文化は価値共有しやすいというか、根拠になりうるところもあります。いろいろなルールをうまく活用して、「規制法」ではなく創造につながる「創造法」としてうまく使えるような形を持っていかないと、なかなか難しいものになります。ほかにご意見はありませんか。それでは5分ほど休憩を取り、次の議題に移りたいと思います。

—休憩—

- (5) 議題 3) 継続的な景観の点検手法について
- 4) その他

ア 配布資料の参考資料1・2の内容を説明（京都市）

【補足説明】

・参考資料1・2は、61箇所の「歴史的資産とその周辺の調査」と100件の「景観重要建造物等の指定候補」の調査結果の抜粋です。こういう調査結果の生かし方も含めて、委員の皆さんからアイデアや助言をいただければと思い、ご意見をお伺いしたいです。

イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座長：それでは再開します。次の議題でございますが、最初の議案書の(3)です。「継続的な景観の点検手法について」ということですが、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

○座長：それでは、残りの時間は、これまでの議論を踏まえての意見交換の時間したいと思います。いかがでしょうか。いずれにしても、継続して取り組むということで、来年度もまた検討をしていきます。景観はいつも動的に動きますが、モニタリングして早く手を打っていくことができればいい面もあると思います。そのモニタリングの方法や新しい制度設計などありますが、特に、ここでは継続的な景観の保全の点検の手法についてという論点が出されています。以前のこととも含めて、ご意見・ご質問等がございましたらどうぞ。

○委員：私は、この会議の会場の「かもがわ」はとても好きです。なぜかというと、鴨川が見えます。都市の中を流れる川、例えば東京には神田川などがありますが、日本中探してみても、この鴨川はスペシャルです。それはなぜかと考えると、美しいのもそうですが、ここには五感で「ああ、ええな」と思える仕掛けがたくさんあると思います。例えば、落葉樹が多く、夏は日陰になって、冬は葉っぱが落ちてぽかぽか暖かい中を歩けます。つまり、快適な樹木になっています。それから、決定的に違うのは、滝だと思います。音がして、水辺を歩いていると無意識のうちに快適なものを頭の中で生み出していると思うのです。だから、一口に景観といつてもいろいろあるので、「ああ、ええな」と思わせる仕掛けがどこにあるのかは、ぜひ、継続的に調べる要素に入れていただきたいです。逆に言うと、鴨川でかなわないと思うのはトンビです。おちおち、ここでお弁当を食べられない状態になっています。また、この間、八条口に行くと、ムクドリの猛烈な大群がいました。そういう目に見えないけれども、景観としては明らかによくないというものもあると思います。そういう、「ほっこりするな」という気分につながるもの、もしくは、景観としてはカウントされないが、弊害になるものにも取組んでいただいて、総合的に「ああ、ええな」という空間をつくり出す1つの要素に考えるといいのではないかと思いました。

○座長：個々の資料にいろいろ書かれていますが、それぞれのエリアの価値や意義をきっちり明確に把握できるような形にすると、それが壊れたところ、発展したところをチェックできますので、そういう形にまとめておくということが大事です。

○委員：今後、河川を改修するときに、ただ単に安全にするだけではなくて、鴨川で滝の音がずっと流れているのを「ああ、ええな」と感じる仕掛けを随所に入れていくと、京都の川は「ああ、ええな」と、全体の価値がだんだん上がっていくきっかけになると思います。だから、目で見る景観だけではなくて、いろいろな五感を使った仕掛けを随所で、徐々にでもいいのでできるような、提案のベースになるような資料をぜひつくっていただきたいと思います。

○座長：今、資料は写真がベースになっていますが、サウンドスケープなど五感で感じるようなものは書かれていません。そういう意味では、ベースの資料があって、そこに住民などから知恵を集めていくことも必要です。これで全部書けているわけではないと思います。資料は、データベースとしてどういう形で保存されるのか。ウェブか何かで公開するのか、あるいは、どういうふうにデータベースを管理して、成長させていくようにするのか。これは相当重いですから、見るのもなかなか大変です。後で書き込めるようにしておかないと、本当に重いだけになってしまいます。

○委員：もちろん、後から審査が必要ですが、ウィキペディアのように、市民が書き込める形もいいと思います。住民はよく分かっていると思います。そういう人たちが持っている、「実は、この時期の、ここがいい」とか、「この石があるから、これがこうなっている」といった知恵を貯めていけるような形にしていくのもいいのではないかと思います。

○座長：ある種の、景観資源の情報のストックのようなもの。情報学の人たちは、ソーシャルメディアを使って、つぶやきを集めようする方法もされています。地域の人は、何が資源なのかということを知っています。そういうものを集めていくことも大事です。今できている資料は、本当のベースマップのようなものです。いかがでしょうか。

○委員：先ほども言いましたが、文化的景観の点検のような委員会が始まるところで、ぜひ部局を横断して情報を共有していただきたいと思います。部局を横断することによって、価値の問題がここに付け加えられていくと思います。サウンドスケープについては言わないと、文化的景観では検討しないので、都市計画担当部署の意見も文化財担当部署に投げ掛けて検討するような議論の往復があると

とてもいいと思います。これからどういうふうに続けていけばいいのか、今は具体的には思いつきませんが、まずは情報を共有することを始めていただきたいと思います。

○座長：諸外国では、景観のデータベースのようなものや、いろいろなモニタリング手法があるのではないかと思います。そのあたりは、いかがですか。

○委員：人づてに聞いたイギリスの例では、歴史的変遷のようなものについてのデータベースはきちんとあるそうです。ただ、それが地域特性ということと結び付いているかというと、おそらく、結び付いていません。それを京都でデータベース化すると、他にはないものになるのではないかという気がします。

○委員：今、できているのは、資料です。価値を見いだしている建築物を中心にエリアを決め、今の都市計画的制限や基準、写真、地形の変遷など事実が全部書いてあるのですが、まだ何の評価もしていません。だから、評価をどうしていくかということを考えないといけない。

事実をいくら積み上げても、今のこの状態では、なかなか評価の視点は出てきません。評価をするために、例えば深町委員がおっしゃったように、環境基盤を確認するとか、土地利用の基本的な歴史的変遷、市街地の成り立ちの全体像や意味のある道の基盤などを解読するベースももしかすると必要ではないかという気が少しします。一方で、それをして大変なので、どうしたらいいのかなと少し悩みます。でも、何か評価する指標を持たないとできないのです。「心地よい」も、「植生」も1つの評価であるし、「歴史」や、「道の意味」も評価軸であるし、そこでどんな人がどういうふうに、今、何をしているのかという、今の軸も大変大事だと思います。

ただ、それはあっても、町はどんどん変わっていくので、継続的に景観を点検することは早くして欲しいという気分だと思います。しかし、少なくとも、景観地区と風致地区は掛かっているので、小さい案件から大きな案件まで取りあえず変化の情報は挙がってきます。ただ、京都は大きなまちだから膨大な量の情報が上がり、右から左へ流れていきがちになるところを、どうやって止めるかという方法論を決めないといけません。その情報が上がるタイミングがいつになるのかという問題と、情報が来た時に、どういう仕組みで引っ掛けるかというところです。これは、体制とかが関係あると思います。

○座長：景観を評価するときのレイヤー、指標など、経験的にこういうことは押さえないといけないということは、研究している人には分かっている部分があります。だから、この表層的な資料を全部、読んでいただいて、それを横断的に見たときに、類似した傾向などが見えてくる部分があるのではないかと思います。本当に

読み込むには相当の負担が必要です。おそらく、今のレベルでも、本気で読み込んでいけば、いろいろ気付くことがあると思います。ただ、各委員にはその時間がなかなか取れないという制約があると思います。今年度は時間が限られているが、少しそういうことができるよう事務局には考えて欲しいです。社会調査などでは、3日間ぐらいホテルに缶詰にされます。1ページずつ見ながら重要なポイントを確認し、クロス集計を取る場合でも、何と何のクロスを取るのかを議論しながら進めていくわけですね。この資料を読んでいくのも相当の負担ですので、どうしたら委員の方々に読んでいただけるかを考えていただいた方がいいと思います。具体例で検討してみるのもいいと思います。いかがでしょうか。

○委 員：「キャラクタライゼーション」と呼んでいることをするのです。つまり、そこがどんな場所かということを。イギリスの場合であれば、保存地区では、かなり徹底的にします。計画許可の判断のもととして、地区ごとのキャラクタライゼーション、つまり、そこはどんな場所で、どんなことがあって、どんなふうで、というようなことを計画として作ります。

イギリスの場合は、あらゆる改変については、全部、計画許可の対象となり、同じ計画であっても、ここでは許可するが、ここでは許可しないということが基本的になります。景観法で、どこまで協議していい形にしていけるかとなると、京都ではあまりにも量が多くて大変です。だから、例えば、ここの地区では生け垣など緑の連続することだけは絶対的にチェックする。ここでは屋根がおかしくなるとまちなみが壊れるので絶対チェックするなど、地域ごとの「ここだけは守るぞ」というところを確認していくという方法も、ひょっとするとあるのかもしれません。

本来は、景観形成の方針、景観計画に書いてある内容を景観地区の認定にどのように活かすかです。基準で示されている内容について、例えば「圧迫感」だけでは何のことか分からないので、この場所での圧迫感は何かを確認していくようなことが、本来は必要だろうけれども、それを全部するには申請件数が多いということはわかります。

○座 長：全部は無理だから、来年度、妙心寺の界隈など、少し深掘りできる部分があると面白いです。

○委 員：芦屋市では、市域に景観地区を指定し、全部、届け出させています。大きい案件以外はどんどん流していき、大きい案件は、全部、協議をします。景観地区は、認定、不認定という処分をするので、事前協議は法的にはできません。このため、芦屋市の場合も、基準の意味は何かを伝える協議をする形式で、実際は図面を見て協議しています。そういう意味で、ここではどういうことをして欲しいかということを、1件、1件、配慮方針として書いています。芦屋市の場合は、基準が全

域同じですが、同じ「調和」であったり、「山並み」のことを言ったとしても、山手と浜では見え方が全然違いますので、そういう基準の意味を方針で書くことをしています。

それは、どういうことかというと、同じ基準であっても、街角にあるのか、街区の真ん中にあるのか、大きい道なのか小さい道なのかによって、「圧迫感」の意味が全然違います。そういうことを理解していただくプロセスです。それを書くという行為がなかなか難しくて、それを京都でするのはまず無理です。だから、京都ではエリアを決めて、このテーマは頑張るなど、戦略を少し立てていくのが、おそらく、継続的点検にも関わってくる問題かなと思います。

○座 長：今までの景観研究の中で、ある程度、出てきている指標もあると思うし、そこから先へ行こうとすると、本当にエリアで同じ指標でも、何がいいのか。例えば、妻入りという形式は京都のまちなかでは似合わない。実際、妻入りの建物を京都の町並みの中に入れてみると、市民が「合わない」と言いますよね。でも、妻入りの町家が並ぶ丹波篠山に行くと、それはきちんと似合うのです。だから、各地域でそれを認識していただかないといけない。しかし、今回の調査だけでもかなりの多さになったので、エリアを少し集中的に考えてみる。そして、各エリアで頑張ってもらおう。またタイプの違うものを少しして、頑張り方をモデル的に示して、あとはそこで頑張ってもらおう、といったやり方をする。モニタリングでも、そういう仕方をしていくことを考える必要がありそうです。

それと、先ほどの下鴨神社の問題もですが、問題が起こった際に、ある地域や主体の中だけで閉じてしまい、もう少し衆知を集めればいろいろな解決法があったのではないかという場合であると思います。情報をオープンにしたときにはすでに決まっているということですと、なかなか動かしにくいのです。「困っているのだけれども、どうしようかな」という段階で、衆知を集められるような社会的なプラットフォームをつくっていただかないと、結局、最後は「あなたの責任ですよ」と言われたら、頑張ってもここまでしかできないので、「こうですよ」と出した時には後へ引けない形になっている。だから、一般的に、各エリアの価値がみんなに共有されていて、何か問題が起こったら「こうしようよ」と話合うことができるような維持管理というか、持続的な景観のあり方といった仕組みを考えていただかないと、なかなか一主体だけで対応しようと、結局、こういう結論になってしまふことがありますよね。行政の方としても、文化財ではないものについてはサポートが難しいので、早めに議論をしておかないとサポートが受けられない形になってしまうのです。

時間もほとんど尽きてきましたが、もう少しご発言ございましたらどうぞ。

○委 員：文化的景観の委員会で検討したら、どういうふうになるかということを想像すると、例えば、西陣周辺は、この検討会では淨福寺エリアや本隆寺エリアという

ふうに、寺社を中心に考えているためエリアが幾つか分かれていますが、おそらく、西陣として一体で考えると思います。それから、おそらく、今回、設定している各エリアには、京都全体ではなく、もう少し広い、ベースとなるエリアがあると思います。その中で、「特にこの寺社の周辺」というような位置づけが、今後、なされていくのではないかと思います。そうすると、浄福寺エリアと本隆寺エリアは、同じような考え方で景観の目指すべき方向が考えられ、ある程度、まとまっていくのではないかと思います。そういう意味でも、例えば、この調査で得た情報を文化的景観の委員会の方に投げて、読んでもらうというのも 1 つの手かなと思います。それで、またこちらの検討会に返してと往復する。

○座長：確かに、エリアのヒエラルキーの取り方の問題があります。昔、三村浩史先生が、「モザイク都市」という言い方をして、京都らしさも、ミクロから、メゾから、マクロまで、いろいろなレイヤーがあるから、いろいろなエリアの集合体が京都なのだとおっしゃっていました。そのエリアの取り方自身も、また 1 つの大事な戦略になります。文化的景観の委員会は、京都市でされているのですか。

○委員：京都市です。

○座長：だから、せめて、その情報をちゃんと共有していただきたいです。ほかに、何がありますか。

○委員：「頑張るエリア」という話が先ほど出ましたが、祭礼のルートは、今後、頑張つていく 1 つのポイントになるのではないか、京都市が率先してすべきなのではないかと思います。ただ、下鴨神社の調査結果を見ても、葵祭のルートも書いていないので、少し駄目なのではないかと思います。そういう頑張るエリアの 1 つの要素として、無形の祭礼のルートも考えていった方がいいのではないかと思います。それから、今さらですが、基礎資料において都市の変遷を考えるには、今、調査結果に付いている地図では新しすぎる部分があるため、絵図も含めて考えた方がいいのではないかと思います。京都大絵図という江戸後期ぐらいからの資料があるはずですから、そういうものも合わせて見ていった方がいいのではないかと思います。

○座長：いずれにしても、厚い資料を送っていただいたので、この年度末は難しくても、少し時間を置いて、お読みになって気が付いたこととかございましたら、市の方へご連絡を頂ければと思います。

本日の議題は、これぐらいで終えたいと思います。いろいろとご意見、大事な戦略もお話し下さいましたと存じますので、事務局におかれましては、今のことを利用して今後の戦略を考えていただければと思います。

(6) 閉会

あいさつ 松田都市景観部長

—了—